

## 検定申請品の立会試験における食事について

平成 25 年 5 月

公益社団法人 産業安全技術協会

試験部長 吉原 俊輔

検定部長 小金 実成

新緑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊協会の検定業務に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、検定申請品に係る試験を申請者様の事業所等で行う場合、試験の実施時間が昼食時を跨ぐときなどに、申請者様のご配慮によりお食事を提供いただくことがございました。弊協会では、厳正、公正、公平な検定の実施の観点から、申請者様からのこのようなお心遣いについては辞退することといたしましたので、ご了承ください。

なお、現地の交通事情等により、やむを得ず申請者様に食事の手配をお願いする場合には、実費を支弁させていただきたく、誠にお手数ですが、予め領収書のご用意をお願い申し上げます。

弊協会は登録検定機関として、引き続き、厳正、公平、公正な検定業務の実施に努めて参ることとしておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上